平成２２年（ヒ）第２号
和歌山県西牟婁郡白浜町3008番地
清算株式会社　株式会社鉛山開発
代表清算人　小山　康裕
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済
清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　免除
各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
和歌山地方裁判所田辺支部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成１８年（船）第１号
大韓民国ソウル市ジョングノーグ　ソウリンードン88　ソウリンビル12階
申立人　ジン・ヤン・シッピング・カンパニー・リミテッド
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成22年８月６日
山口地方裁判所民事第１部

監督命令変更

平成２１年（再）第５号
長崎県島原市有明町大三東戊1302番地
再生債務者　有限会社長崎アグリランド
主文　平成21年11月20日付け監督命令主文第８項を次のとおり変更する。「８　再生債務者が、次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。⑴　重要な財産の処分及び譲受け（ただし、常務に属する財産の処分及び譲受けを除く。）⑵　多額の借財及び保証　⑶　重要な財産に関する訴えの提起　⑷　その他裁判所が指定する行為」
平成22年８月６日　　長崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第１７号
大阪府堺市中区伏尾722番地
再生債務者　株式会社荒井製作所
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年11月５日から平成22年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第４号
愛媛県松山市柳井町１丁目８番地５
再生債務者　愛媛冷暖房株式会社
1　決議に付する計画案　平成22年５月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月17日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月７日
平成22年８月５日　　松山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
沖縄県那覇市字安謝232番地
再生債務者　株式会社大真木材
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月４日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田字入江欠前786番地３
再生債務者　会機工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過
平成22年８月６日
福島地方裁判所会津若松支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６４号
栃木県宇都宮市桜４丁目５番10号　チェリーハイツ106
再生債務者　大上　温之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月９日から平成22年９月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第６４号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目15番22号　レジデンス鈴木203号
再生債務者　高橋亜由美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月10日から平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第４２５号
札幌市白石区川北１条２丁目12番12号
再生債務者　酒谷　辰彦
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月13日から平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４６３号
北海道千歳市高台２丁目１番16号
再生債務者　田中　一男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月13日から平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４６７号
札幌市厚別区厚別中央５条１丁目３番25号　コーポ中澤10
再生債務者　丸山　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月13日から平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1254番地20
再生債務者　橋本　定夫
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月13日から平成22年９月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第６３号
栃木県鹿沼市麻苧町1550番地
再生債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月13日から平成22年９月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部